

人事委員会規則4-5（職員の任用）第8条第1項の規定により、採用試験について次のとおり公告する。

令和5年4月25日

秋田県警察本部長 森田正敏

1 試験の種類及び程度

大学卒業程度試験

2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員(人)	職務内容
警察行政（事務）	7	広報広聴、会計、遺失物、福利厚生、情報システム、許認可、統計、運転免許業務等
警察行政（少年育成支援官）	3	街頭補導、少年相談、少年の非行や犯罪被害防止、有害環境の浄化、家出少年の保護業務等

※ 少年育成支援官とは、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第2条第13号に規定する少年補導職員をいう。

3 給与

初任給は、令和5年4月1日現在、原則として行政職給料表1級29号給（月額190,096円）が支給される。また、職務経験等のある者については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年秋田県条例第22号）等により、修学年数、経歴その他の事項を勘案の上決定される。

このほか扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。

4 受験資格

次のいずれかの要件を満たす者が受験できる。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験できない。

(1) 平成元年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者

(2) 平成14年4月2日以降に生まれた者であって、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業したもの若しくは令和6年3月31日までに卒業する見込みのもの又は秋田県警察本部が同等の資格があると認めるもの

5 試験の実施日、場所、方法等

(1) 第1次試験

ア 実施日

令和5年6月18日（日）

イ 場所

秋田市、東京都

ウ 方法

大学卒業程度の学力を問う教養試験、専門試験及び論文試験を行う。

なお、論文試験の評価は第2次試験で行う。

エ 合格者の発表

令和5年6月下旬に、秋田県警察ウェブサイトに掲載するほか、合格者には書面で通知する。

(2) 第2次試験

ア 実施日（予定）

令和5年7月18日（火）及び同年8月上旬

イ 場所

秋田市

ウ 方法

第1次試験の合格者に対して、口述試験及び適性検査等を行う。また、一定レベル以上の外国語能力（英語、韓国語、中国語又はロシア語）を有することを証する資格等を取得している受験者に対し、加点を行う。

(3) 資格調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う。

(4) 最終合格者の発表

令和5年8月下旬に、秋田県警察ウェブサイトに掲載するほか、合格者には書面で通知する。

6 採用の方法及び予定時期

(1) 採用の方法

最終合格者は、試験区分ごとの採用候補者名簿に登載され、その中から採用者を決定する。

(2) 採用予定時期

令和6年4月1日（採用から6か月間は条件付採用となり、条件付採用期間中は、身分保障、不利益処分に関する審査請求及び行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定が適用されない。）

7 受験手続

(1) 受験の申込み

受験希望者は、電子申請・届出サービスにより申込手続をすること。

(2) 申込受付期間

令和5年5月8日（月）の午前8時30分から同月23日（火）の午後5時まで受け付ける。

8 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、秋田県警察本部警務課（秋田市山王四丁目1番5号 電話018-863-1111 内線2626、採用フリーダイヤル0120-863314）又は県内の各警察署に行うこと。

(2) 試験の詳細については、受験案内を参照すること。

人事委員会規則4-5（職員の任用）第8条第1項の規定により、採用試験について次のとおり公告する。

令和5年4月25日

秋田県警察本部長 森田正敏

1 試験の種類及び程度

高校卒業程度試験

2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員(人)	職務内容
警察行政（事務）	4	広報広聴、会計、遺失物、福利厚生、情報システム、許認可、統計、運転免許業務等

3 給与

初任給は、令和5年4月1日現在、原則として行政職給料表1級9号給（月額156,046円）が支給される。また、職務経験等のある者については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年秋田県条例第22号）等により、修学年数、経歴その他の事項を勘案の上決定される。

このほか扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。

4 受験資格

平成10年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者が受験できる。ただし、日本の国籍を有しない者、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者及び学校教育法による大学（短期大学を含む。）若しくは高等専門学校を卒業した者若しくは令和6年3月31日までに卒業する見込みの者又はこれらに相当する学歴を有すると秋田県警察本部が認める者は、受験できない。

5 試験の実施日、場所、方法等

(1) 第1次試験

ア 実施日

令和5年9月24日（日）

イ 場所

秋田市

ウ 方法

高等学校卒業程度の学力を問う教養試験及び作文試験を行う。

なお、作文試験の評価は第2次試験で行う。

エ 合格者の発表

令和5年9月下旬に、秋田県警察ウェブサイトに掲載するほか、合格者には書面で通知する。

(2) 第2次試験

ア 実施日（予定）

令和5年10月24日（火）及び同年11月中旬

イ 場所

秋田市

ウ 方法

第1次試験の合格者に対して、口述試験及び適性検査等を行う。

(3) 資格調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う。

(4) 最終合格者の発表

令和5年11月下旬に、秋田県警察ウェブサイトに掲載するほか、合格者には書面で通知する。

6 採用の方法及び予定時期

(1) 採用の方法

最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、その中から採用者を決定する。

(2) 採用予定時期

令和6年4月1日（採用から6か月間は条件付採用となり、条件付採用期間中は、身分保障、不利益処分に関する審査請求及び行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定が適用されない。）

7 受験手続

(1) 受験の申込み

受験希望者は、電子申請・届出サービスにより申込手続をすること。

(2) 申込受付期間

令和5年7月21日（金）の午前8時30分から同年8月16日（水）の午後5時まで受け付ける。

8 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、秋田県警察本部警務課（秋田市山王四丁目1番5号 電話018-863-1111 内線2626、採用フリーダイヤル0120-863314）又は県内の各警察署に行うこと。

(2) 試験の詳細については、受験案内を参照すること。